

三種町オープンデータ推進に関する基本方針

第1 策定の趣旨

情報化社会の進展により、日々、多種多様なデータが大量に生成され、流通し、様々な場面で利用されており、これらのデータが相互に連携されることで、新たな価値が次々と生み出されている。財源や人的資源に限りのあるなかで、少子高齢化・人口減少等に起因する多くの課題に対処していかなければならない情勢において、行政が保有する公共データを活用することの重要性は一層高まりを見せている。

このような状況を踏まえ、公共データの活用を前提としたオープンデータ¹の取組みを推進することで、官民協働の取組みを促進し、住民の利便性の向上、地域課題の解決、新たなイノベーションが創出される社会の実現に寄与することを目的として、本町におけるオープンデータの推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

第2 基本的な考え方

1 オープンデータ推進の意義・目的

(1) 住民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決

公共データを町民や企業等と共有することにより、官民協働の更なる推進や公共サービスの創出を促進し、多種多様な地域課題の解決を図る。

(2) 地域経済の活性化

公共データを活用した新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等が促され、地域の経済活性化に繋がる。

(3) 町政の透明性・信頼性の向上

本町が保有する公共データを公開することで、行政の透明性及び信頼性の向上を図る。

(4) 行政における業務の高度化・効率化

公共データの活用により得られた情報を根拠として政策・施策の

¹ 二次利用が可能なルールが適用され、機械判読に適したデータ形式で、無償で利用できるものとして公開されたデータをいう。

企画及び立案が行われることで（EBPM²）、効果的かつ効率的な行政の推進に繋がる。

2 オープンデータ推進のための基本原則

（1） 公開に関する考え方

本町が保有する公共データは町民共有の財産であるという認識のもと、積極的に公開する。ただし、法令等による制限があるものについては公開しない。

（2） 機械判読に適した形式³での公開

データ分析や取込みが容易に行えるよう、CSV等の機械判読に適したデータ形式で公開する。

（3） データ利用に対する制限の禁止

営利・非営利を問わず、すべての人、企業等が利用可能とする。

第3 オープンデータ推進に向けた取組みの方向性

1 オープンデータの運用に関する基準の策定

本町が保有するデータをオープンデータとして公開し、運用していくに当たって、「三種町オープンデータ運用基準」を策定する。

2 推進・管理体制

オープンデータの推進及び管理は、企画政策課情報統計係（以下「事務局」という。）が中心となっていくこととし、利用者のニーズ把握や職員のオープンデータに関する意識の向上を図り、各課が主体的に取り組むことができる環境づくりを推進する。

第4 方針の見直し

事務局は、今後の技術動向や地域情勢の変化、国の動向等を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

² Evidence Based Policy Making 合理的根拠に基づいて政策の企画・立案を行うことをいう。

³ コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等するのに適したデータ形式をいう。代表的なものとして、CSV、XML、RDFがある。